

府子本第 607 号
令和 2 年 5 月 25 日

各 都道府県知事 殿

内 閣 総 理 大 臣
(公 印 省 略)

「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」の一部改正について

標記交付金の交付については、平成 27 年 7 月 13 日付府子本第 202 号「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。なお、令和 2 年 3 月 31 日以前に実施した事業に係る交付金の取り扱いについては、なお従前の例によることとする。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

(別添)

子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（新旧対照表）

（下線部は変更点）

改正後	現行
<p>府子本第 202 号 平成 27 年 7 月 13 日</p> <p>第一次改正 府子本第 716 号 平成 28 年 10 月 31 日</p> <p>第二次改正 府子本第 612 号 平成 29 年 8 月 1 日</p> <p>第三次改正 府子本第 640 号 平成 30 年 6 月 29 日</p> <p>第四次改正 府子本第 185 号 令和元年 6 月 25 日</p> <p><u>第五次改正 府子本第 607 号</u> <u>令和 2 年 5 月 25 日</u></p>	<p>府子本第 202 号 平成 27 年 7 月 13 日</p> <p>第一次改正 府子本第 716 号 平成 28 年 10 月 31 日</p> <p>第二次改正 府子本第 612 号 平成 29 年 8 月 1 日</p> <p>第三次改正 府子本第 640 号 平成 30 年 6 月 29 日</p> <p>第四次改正 府子本第 185 号 令和元年 6 月 25 日</p>
<p>各 都道府県知事 殿</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p>
<p>内閣総理大臣 （公印省略）</p>	<p>内閣総理大臣 （公印省略）</p>
<p>子ども・子育て支援整備交付金の交付について</p>	<p>子ども・子育て支援整備交付金の交付について</p>

改正後	現行
<p>標記の交付金の交付については、別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により行うこととし、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。</p> <p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">子ども・子育て支援整備交付金交付要綱</p> <p>（通 則） 第 1 条 （略）</p> <p>（交付の目的） 第 2 条 （略）</p>	<p>標記の交付金の交付については、別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により行うこととし、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。</p> <p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">子ども・子育て支援整備交付金交付要綱</p> <p>（通 則） 第 1 条 子ども・子育て支援整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>（交付の目的） 第 2 条 この交付金は、市町村が、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設（以下、「病児保育施設」という。）の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とす</p>

改正後	現行												
<p>(定 義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>る。</p> <p>(定 義)</p> <p>第3条 この要綱において「放課後児童クラブ」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための建物をいい、「病児保育施設」とは、児童福祉法第6条の3第13項に基づく病児保育事業を実施するための建物をいう。</p> <p>第4条 この要綱において、「整備」とは、次の表の整備区分に掲げる整備内容をいう。</p> <table border="1" data-bbox="1131 774 2029 1318"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 774 1339 817">整備区分</th> <th data-bbox="1341 774 2029 817">整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 818 1339 898">創設</td> <td data-bbox="1341 818 2029 898">新たに施設を整備すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 900 1339 979">改築</td> <td data-bbox="1341 900 2029 979">既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 981 1339 1061">拡張</td> <td data-bbox="1341 981 2029 1061">既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1062 1339 1230">大規模修繕</td> <td data-bbox="1341 1062 2029 1230">平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という。）」の第4により整備すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1232 1339 1318">応急仮施設整備</td> <td data-bbox="1341 1232 2029 1318">通知の第6により整備すること。</td> </tr> </tbody> </table>	整備区分	整備内容	創設	新たに施設を整備すること。	改築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。	拡張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。	大規模修繕	平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という。）」の第4により整備すること。	応急仮施設整備	通知の第6により整備すること。
整備区分	整備内容												
創設	新たに施設を整備すること。												
改築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。												
拡張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。												
大規模修繕	平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という。）」の第4により整備すること。												
応急仮施設整備	通知の第6により整備すること。												

改正後	現行
<p>(交付の対象)</p> <p>第5条 この交付金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及びその他児童福祉法第34条の8第2項に基づき事業を実施する市町村が認めた<u>者</u>が設置する第3条に定める放課後児童クラブの整備に対して行う補助</p> <p>ただし、(1)又は(2)に該当する場合であっても、整備予定の放課後児童クラブについて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第9条第2項に規定する専用区画に関する基準(おおむね1.65平方メートル以上)を満たしていない場合には、交付の対象としないものとする(市町村が定める条例における経過措置等により、当該基準を満たしているとみなされているものを除く。)</p>	<p>(交付の対象)</p> <p>第5条 この交付金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 市町村(特別区を含む。以下同じ。)が設置する第3条に定める放課後児童クラブ又は病児保育施設の整備(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する場合を含む。)</p> <p>(2) <u>都道府県又は</u>市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及びその他児童福祉法第34条の8第2項に基づき事業を実施する市町村が認めた<u>法人</u>が設置する第3条に定める放課後児童クラブの整備に対して行う補助(<u>都道府県が行う補助については、昭和61年5月15日厚生省発児第107号厚生事務次官通知の別紙「放課後児童クラブ整備費交付要綱」(以下、「国庫補助金交付要綱」という。)により放課後児童クラブ整備費国庫補助金(以下、「国庫補助金」という。)の交付を前年度以前から受けている施設整備事業(以下、「継続事業」という。)に限る。)</u></p> <p>ただし、(1)又は(2)に該当する場合であっても、整備予定の放課後児童クラブについて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第9条第2項に規定する専用区画に関する基準(おおむね1.65平方メートル以上)を満たしていない場合には、交付の対象としないものとする(市町村</p>

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3)</u> 市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、<u>日本赤十字社及びその他児童福祉法第6条の3第13項に基づき事業を実施する市町村が認めた者</u>（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する第3条に定める病児保育施設の整備に対して行う補助</p> <p>(交付金の対象外)</p> <p>第6条 この交付金は、次に掲げる費用については交付金の対象としないものとする。</p> <p>(1) 土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>(2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p> <p><u>(3) 職員の宿舎に要する費用</u></p> <p><u>(4) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用</u></p> <p><u>(5) その他整備費として適当と認められない費用</u></p>	<p>が定める条例における経過措置等により、当該基準を満たしているとみなされているものを除く。)</p> <p><u>(3) 市町村が設置する第3条に定める放課後児童クラブの施設整備に対し、都道府県が行う補助(継続事業に限る。)</u></p> <p><u>(4)</u> 市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人<u>及び日本赤十字並びに医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院、診療所及び同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者</u>（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する第3条に定める病児保育施設の整備に対して行う補助</p> <p>(交付金の対象外)</p> <p>第6条 この交付金は、次に掲げる費用については交付金の対象としないものとする。</p> <p>(1) 土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>(2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p> <p><u>(3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用</u></p> <p><u>(4) その他整備費として適当と認められない費用</u></p>

改正後	現行
<p>(交付額の算定方法)</p> <p>第7条 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(国の財政上の特別措置)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(交付額の算定方法)</p> <p>第7条 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>なお、継続事業については、算定基準を除き、国庫補助金を受けた初年度の国庫補助金交付要綱に定める算定方法によるものとする。</u></p> <p>(1) 市町村が施設の整備を行う場合 別表1及び2の第3欄の種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第1欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(以下「補助基本額」という。)に第6欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>(2) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 (1)に定める方法と同様の方法による。(ただし、その費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額は控除しないものとする。)</p> <p>(国の財政上の特別措置)</p> <p>第8条 次に掲げる施設の整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、別表3及び4に基づき、交付額を算定するものとする。(この場合の交付額の算定方法は、第7条による。) ただし、対象となる施設が豪雪地帯対策特別措置法(昭和</p>

改正後	現行
	<p>37 年法律第 73 号) 第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 条) 第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号) 第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島のいずれかに所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08 を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。</p> <p>(1) 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号) 第 4 条第 2 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合</p> <p>(2) 過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号) 第 6 条第 1 項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合</p> <p>(3) 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号) 第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号) 第 14 条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前 3 か年度内の各年度に係るものを合算したものの 3 分の 1 の数値が 0.4 未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。))</p> <p>(4) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 25 年法律第 87 号) 第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される整</p>

改正後	現行
<p>(交付の条件)</p> <p>第9条 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>備の場合</p> <p>(交付の条件)</p> <p>第9条 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 市町村が施設の整備を実施する場合</p> <p>ア 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(ア) 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)</p> <p>(イ) 建物等の用途</p> <p>ウ 事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>エ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに内閣総理大臣に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。</p>

改正後	現行
	<p>カ 内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>ク 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式 1 1 により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p>また、内閣総理大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>ケ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 4 の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。</p> <p>ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するいずれかの遅い日まで保管しておかななければならない。</p>

改正後	現行
<p>(2) 市町村が社会福祉法人等に対して、この交付金を財源の一部として補助金を交付する場合、以下の条件を付さなければならない。</p> <p>ア (1) のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サ及びシに掲げる条件 この場合において、「内閣総理大臣」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。</p> <p>イ (略)</p>	<p>い。</p> <p>コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>サ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。</p> <p>シ この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。</p> <p>(2) 都道府県又は市町村が社会福祉法人等に対して、この交付金を財源の一部として補助金を交付する場合、以下の条件を付さなければならない。</p> <p>ア (1) のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サ及びシに掲げる条件 この場合において、「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事又は市町村長」と、「国庫」とあるのは「都道府県又は市町村」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、</p>

改正後	現行
<p>ウ（略）</p> <p>エ（略）</p> <p>（3）（略）</p>	<p>譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。</p> <p>ウ 事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するいずれかの遅い日まで保管しておかなければならない。</p> <p>エ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙11により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p>なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>（3）（2）により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認又は指示を受けなければならない。</p>

改正後	現行
<p>(4) (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>第 10 条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(変更申請手続)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>(交付決定)</p> <p>第 12 条 (略)</p>	<p>(4) 市町村又は社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>第 10 条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市町村長は、別紙様式 1 による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>(2) 都道府県知事は、市町村から前項の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、別紙様式 2 により、別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p><u>(3) 継続事業の場合には、(1)、(2)に関わらず、都道府県知事(指定都市及び中核市の長を含む。第 14 条(3)において同じ。)は、別紙様式 1 による申請書を別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(変更申請手続)</p> <p>第 11 条 交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、前条に定める申請手続に従い、毎年度 1 月末日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定)</p> <p>第 12 条 この交付金の交付の決定は、次により行うものとする。</p>

改正後	現行
<p>(交付金の概算払) 第 13 条 (略)</p> <p>(状況報告) 第 14 条 (略)</p>	<p>る。</p> <p>(1) 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到着した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。</p> <p>(2) 都道府県知事は、内閣総理大臣の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対して別紙様式3により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知するものとする。</p> <p>(3) 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>(交付金の概算払) 第 13 条 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(状況報告) 第 14 条 交付金対象事業に係る工事に着工したときは、別紙5の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙6の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに内閣総理大臣に報告しなければならない。</p>

改正後	現行
<p>(実績報告)</p> <p>第 15 条 交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(実績報告)</p> <p>第 15 条 交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市町村長は、別紙様式 7 による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した日（第 9 条（1）ウ又は（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 か月を経過した日）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに、別紙様式 9 の様式による報告書を当該市町村の属する都道府県の知事を経由して内閣総理大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>(2) 都道府県知事は、市町村から前項の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに、別紙様式 8 による報告書を内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p><u>(3) 継続事業の場合には、(1)、(2)に関わらず、都道府県知事は、別紙様式 7 による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した日（第 9 条（1）ウ又は（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 か月を経過した日）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、内閣総理大臣に提出するものとする。</u></p>

改正後	現行
<p>(額の確定) 第 16 条 (略)</p> <p>(交付金の返還) 第 17 条 (略)</p> <p>(その他) 第 18 条 (略)</p>	<p>(額の確定) 第 16 条 都道府県知事は、内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村に対し、別紙様式 10 により、速やかに確定の通知を行うこと（継続事業の場合を除く。）。</p> <p>(交付金の返還) 第 17 条 内閣総理大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他) 第 18 条 特別の事情により、第 7 条、第 10 条、第 11 条及び第 15 条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

改正後						現行					
別表 1						別表 1					
算定基準						算定基準					
1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合	1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
放課後児童クラブ（1支援単位あたり）	創設及び改築	本体工事費	28,152千円	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限り。）	市町村が整備を行う場合 （通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 国 1/3 (2/3) 〔都道府県〕 1/3 (1/6) 市町村 1/3 (1/6)	放課後児童クラブ（1支援単位あたり）	創設及び改築	本体工事費	27,465千円	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限り。）	市町村が整備を行う場合 （通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 国 1/3 (2/3) 〔都道府県〕 1/3 (1/6) 市町村 1/3 (1/6)
		賃借料加算	6,658千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合（通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 国 2/9 (1/2)			賃借料加算	6,496千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合（通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 国 2/9 (1/2)
		特殊付帯工事費	16,941千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	〔都道府県〕 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)			特殊付帯工事費	16,528千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	〔都道府県〕 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)
		解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1,494千円 2,224千円	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2 改築に際して仮施設を整備する場合	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費			1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2 改築に際して仮施設を整備する場合	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1,458千円 2,170千円	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

改正後				現行			
		3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。				3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	
拡 張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	拡 張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	賃借料加算	6,658千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)		賃借料加算	6,496千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)
	特殊付帯工事費	16,941千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費	16,528千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
大規模修繕	本体工事費	通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	大規模修繕	本体工事費	通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	特殊付帯工事費	16,941千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費	16,528千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	仮施設整備工事費	大規模修繕に際して仮施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費		仮施設整備工事費	大規模修繕に際して仮施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

改正後						現行					
別表 2						別表 2					
算定基準						算定基準					
1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合	1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	38,230千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 (都道府県 1/3 市町村 1/3) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 (都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10)	病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	37,290千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 (都道府県 1/3 市町村 1/3) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 (都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10)
		設計料加算	1,912千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料				設計料加算	1,865千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	4,511千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用				環境改善加算	4,401千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
		地域の余裕スペース活用促進加算	3,947千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用				地域の余裕スペース活用促進加算	3,851千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用	
		特殊付帯工事費	16,125千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費				特殊付帯工事費	15,732千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
		解体撤去工事費及び仮施設設置整備工	2,361千円 1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設設置整備に必要な賃借料、工事				解体撤去工事費及び仮施設設置整備工	2,303千円 1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設設置整備に必要な賃借料、工事	

改正後				現行			
	事費	<p>2 改築に際して仮設施設を整備する場合 4,205千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。</p>	費又は工事請負費		事費	<p>2 改築に際して仮設施設を整備する場合 4,102千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。</p>	費又は工事請負費
拡 張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	拡 張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料		設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料
	環境改善加算	4,511千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用		環境改善加算	4,401千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用
	特殊付帯工事費	16,125千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費	15,732千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
大規模修繕	本体工事費	通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工 事事務費	大規模修繕	本体工事費	通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工 事事務費
	特殊付帯工事費	16,125千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費	15,732千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	仮設施設整備工事費	大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費		仮設施設整備工事費	大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

改正後

別表 3

算定基準

(第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)

1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
放課後児童クラブ(1支援単位あたり)	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 42,228千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 30,967千円 第8条(4)に基づく場合 37,161千円 ただし、新・放課後子ども総合プランによる場合 第8条(1)に基づく場合 84,456千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 61,934千円 第8条(4)に基づく場合 74,322千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であるため認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 国 1/3 (2/3) 都道府県 1/3 (1/6) 市町村 1/3 (1/6) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 国 2/9 (1/2) 都道府県 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)
		賃借料加算	第8条(1)に基づく場合 9,987千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,324千円 第8条(4)に基づく場合 8,789千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要費用	国 2/9 (1/2)
		特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 25,412千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,635千円 第8条(4)に基づく場合 22,362千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	都道府県 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)

現行

別表 3

算定基準

(第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)

1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
放課後児童クラブ(1支援単位あたり)	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 41,198千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 30,212千円 第8条(4)に基づく場合 36,254千円 ただし、放課後子ども総合プランによる場合 第8条(1)に基づく場合 82,396千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 60,424千円 第8条(4)に基づく場合 72,508千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であるため認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 国 1/3 (2/3) 都道府県 1/3 (1/6) 市町村 1/3 (1/6) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 国 2/9 (1/2) 都道府県 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)
		賃借料加算	第8条(1)に基づく場合 9,744千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,146千円 第8条(4)に基づく場合 8,575千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要費用	国 2/9 (1/2)
		特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 24,792千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,181千円 第8条(4)に基づく場合 21,817千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	都道府県 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)

改正後			現行				
	解体撤去工事費及び仮施設設置整備工事費	<p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>2,241</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>1,643</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>1,972</u>千円</p> <p>2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>3,336</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>2,446</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>2,936</u>千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。</p>	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設設置整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費		<p>解体撤去工事費及び仮施設設置整備工事費</p> <p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>2,187</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>1,604</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>1,925</u>千円</p> <p>2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>3,255</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>2,387</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>2,864</u>千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。</p>	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設設置整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	
拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	賃借料加算	<p>第8条(1)に基づく場合 <u>9,987</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>7,324</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>8,789</u>千円</p>	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)		賃借料加算	<p>第8条(1)に基づく場合 <u>9,744</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>7,146</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>8,575</u>千円</p>	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)
	特殊付帯工事費	<p>第8条(1)に基づく場合 <u>25,412</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>18,635</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>22,362</u>千円</p>	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費	<p>第8条(1)に基づく場合 <u>24,792</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>18,181</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>21,817</u>千円</p>	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費

改正後

別表 4

算定基準

(第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)

1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 <u>57,345</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>42,053</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>50,464</u> 千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 (都道府県 1/3 市町村 1/3) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 (都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10)
		設計料加算	第8条(1)に基づく場合 <u>2,868</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>2,103</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>2,524</u> 千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 <u>6,767</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>4,962</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>5,955</u> 千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	

現行

別表 4

算定基準

(第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)

1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 <u>55,935</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>41,019</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>49,223</u> 千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 (都道府県 1/3 市町村 1/3) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 (都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10)
		設計料加算	第8条(1)に基づく場合 <u>2,798</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>2,052</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>2,462</u> 千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 <u>6,602</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>4,841</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>5,809</u> 千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	

改正後			現行				
	地域の余裕スペース活用促進加算	<p>第8条(1)に基づく場合 5,921千円</p> <p>第8条(2)、(3)に基づく場合 4,342千円</p> <p>第8条(4)に基づく場合 5,210千円</p>	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用		<p>第8条(1)に基づく場合 5,777千円</p> <p>第8条(2)、(3)に基づく場合 4,236千円</p> <p>第8条(4)に基づく場合 5,083千円</p>	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用	
	特殊付帯工事費	<p>第8条(1)に基づく場合 24,188千円</p> <p>第8条(2)、(3)に基づく場合 17,738千円</p> <p>第8条(4)に基づく場合 21,285千円</p>	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		<p>第8条(1)に基づく場合 23,598千円</p> <p>第8条(2)、(3)に基づく場合 17,305千円</p> <p>第8条(4)に基づく場合 20,766千円</p>	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	<p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 3,542千円</p> <p>第8条(2)、(3)に基づく場合 2,597千円</p> <p>第8条(4)に基づく場合 3,117千円</p> <p>2 改築に際して仮設施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 6,308千円</p> <p>第8条(2)、(3)に基づく場合 4,626千円</p> <p>第8条(4)に基づく場合 5,551千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。</p>	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費		<p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 3,455千円</p> <p>第8条(2)、(3)に基づく場合 2,533千円</p> <p>第8条(4)に基づく場合 3,040千円</p> <p>2 改築に際して仮設施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 6,153千円</p> <p>第8条(2)、(3)に基づく場合 4,512千円</p> <p>第8条(4)に基づく場合 5,415千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。</p>	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	
拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料		設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料
	環境改善加算	<p>第8条(1)に基づく場合 6,767千円</p> <p>第8条(2)、(3)に基づく場合 4,962千円</p> <p>第8条(4)に基づく場合 5,955千円</p>	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用		<p>第8条(1)に基づく場合 6,602千円</p> <p>第8条(2)、(3)に基づく場合 4,841千円</p> <p>第8条(4)に基づく場合 5,809千円</p>	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	

改正後

	特殊付帯 工事費	第8条(1)に基づく場合	特殊付帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費	
				24,188千円
		第8条(2)、(3)に基づく場合		
				17,738千円
		第8条(4)に基づく場合		
			21,285千円	

現行

	特殊付帯 工事費	第8条(1)に基づく場合	特殊付帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費	
				23,598千円
		第8条(2)、(3)に基づく場合		
				17,305千円
		第8条(4)に基づく場合		
			20,766千円	

改正後

現行

様式1から様式1別紙1まで略

(略)

(略)

別紙(1)		子ども・子育て支援整備交付金申請額算出内訳																	
		[設置後児童クラブの名称]																	
(整備区分:創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮設施設整備)		対象経費の 対支出 (予定)額		寄付金 その他の 取 入		差引額 (A-C)		算定基 準による 算 定 額		還 定 額		都道府県 補助基本額		都道府県 補助額		国庫補助 基 準 額		交 付 金 額 要 額	
区 分	区 分	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円								
工 事 費																			
工 事 務 費																			
解 体 撤 去 仮 設 施 設 置 備 費																			
特 殊 附 帯 工 事																			
(小 計)																			
そ の 他 の 工 事 費																			
合 計																			

現行

- (注) 1 初年度設備費については、工事費を含めて記入すること。
 2 工事事務費のB欄には、A欄の金額と工事費のB欄の金額の2.5%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 3 F欄とは、各区分毎にB欄とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 (工事費のE欄の金額は、工事費及び工事事務費のB欄の金額の合算額と比較すること。)
 4 G欄には、D欄とF欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 5 I欄には、G欄の金額に都道府県の補助率×α割合を乗じて得た額とH欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 6 J欄には、I欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

改正後

(削除)

改正後

現行

様式1別紙(2)その1から様式11まで略

(略)

(略)

府子本第202号
平成27年7月13日
第一次改正 府子本第716号
平成28年10月31日
第二次改正 府子本第612号
平成29年8月1日
第三次改正 府子本第640号
平成30年6月29日
第四次改正 府子本第185号
令和元年6月25日
第五次改正 府子本第607号
令和2年5月25日

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣
(公印省略)

子ども・子育て支援整備交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により行うこととし、平成27年4月1日より適用することとしたので通知する。

別 紙

子ども・子育て支援整備交付金交付要綱

(通 則)

第1条 子ども・子育て支援整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、市町村が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設（以下、「病児保育施設」という。）の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において「放課後児童クラブ」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための建物をいい、「病児保育施設」とは、児童福祉法第6条の3第13項に基づく病児保育事業を実施するための建物をいう。

第4条 この要綱において、「整備」とは、次の表の整備区分に掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を整備すること。
改 築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡 張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕	平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という。）」の第4により整備すること。
応急仮施設 設置整備	通知の第6により整備すること。

(交付の対象)

第5条 この交付金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）が設置する第3条に定める放課後児童クラブ又は病児保育施設の整備（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する場合を含む。）
- (2) 市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及びその他児童福祉法第34条の8第2項に基づき事業を実施する市町村が認めた者が設置する第3条に定める放課後児童クラブの整備に対して行う補助
ただし、(1)又は(2)に該当する場合であっても、整備予定の放課後児童クラブについて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第9条第2項に規定する専用区画に関する基準（おおむね1.65平方メートル以上）を満たしていない場合には、交付の対象としないものとする（市町村が定める条例における経過措置等により、当該基準を満たしているとみなされているものを除く。）。
- (3) 市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、及び日本赤十字社及びその他児童福祉法第6条の3第13項に基づき事業を実施する市町村が認めた者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する第3条に定める病児保育施設の整備に対して行う補助

(交付金の対象外)

第6条 この交付金は、次に掲げる費用については交付金の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 門、圍障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用
- (5) その他整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第7条 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 市町村が施設の整備を行う場合
別表1及び2の第3欄の種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第1欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に第6欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。
- (2) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合
(1)に定める方法と同様の方法による。（ただし、その費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額は控除しないものとする。）

(国の財政上の特別措置)

第8条 次に掲げる施設の整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、別表3及び4に基づき、交付額を算定するものとする。(この場合の交付額の算定方法は、第7条による。)

ただし、対象となる施設が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189条)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島のいずれかに所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

- (1) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第2項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合
- (2) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合
- (3) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。))
- (4) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される整備の場合

(交付の条件)

第9条 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 市町村が施設の整備を実施する場合
 - ア 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
 - イ 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
 - (ア) 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
 - (イ) 建物等の用途
 - ウ 事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
 - エ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに内閣総理大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
 - カ 内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、

その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式11により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。

また、内閣総理大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ケ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式4の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するいずれかの遅い日まで保管しておかななければならない。

コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

シ この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(2) 市町村が社会福祉法人等に対して、この交付金を財源の一部として補助金を交付する場合、以下の条件を付さなければならない。

ア (1)のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サ及びシに掲げる条件

この場合において、「内閣総理大臣」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

ウ 事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するいずれかの遅い日まで保管しておかななければならない。

エ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び

地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙11により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(3) (2)により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(4) 市町村又は社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

第10条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、別紙様式1による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、市町村から前項の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式2により、別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

第11条 交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、前条に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定)

第12条 この交付金の交付の決定は、次により行うものとする。

(1) 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到着した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、内閣総理大臣の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対して別紙様式3により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知するものとする。

(3) 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(交付金の概算払)

第13条 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(状況報告)

第14条 交付金対象事業に係る工事に着工したときは、別紙5の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙6の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに内閣総理大臣に報告しなければならない。

(実績報告)

第15条 交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、別紙様式7による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から

起算して1か月を経過した日（第9条（1）ウ又は（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、都道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙様式9の様式による報告書を当該市町村の属する都道府県の知事を経由して内閣総理大臣に提出して行わなければならない。

（2）都道府県知事は、市町村から前項の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙様式8による報告書を内閣総理大臣に提出するものとする。

（額の確定）

第16条 都道府県知事は、内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村に対し、別紙様式10により、速やかに確定の通知を行うこと（継続事業の場合を除く。）。

（交付金の返還）

第17条 内閣総理大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

第18条 特別の事情により、第7条、第10条、第11条及び第15条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1

算 定 基 準

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
放課後 児童ク ラブ（ 1 支援 単位あ たり）	創 設 及 び 改 築	本体工事費	28,152千円	放課後児童クラブ の創設及び改築整備 （建物の整備と一体 的に整備されるもの であって、内閣総理 大臣が必要と認めた 整備を含む。）に必 要な工事費又は工事 請負費及び工事事務 費（工事施工のため 直接必要な事務に要 する費用であって、 旅費、消耗品費、通 信運搬費、印刷製本 費及び設計監理料等 をいい、その額は工 事費又は工事請負費 の2.6%に相当する額 を限度とする。以下 同じ。）並びに既存 建物の買収のために 必要な財産購入費（P FI事業及び既存建物 を買収することが建 物を新築することよ り効率的であると認 められる場合に限 る。）	市町村が整備を 行う場合 （通知の第1の 2に基づき待機 児童の解消のた めの放課後児童 クラブの整備を 行う場合） 国 1/3 （2/3） 〔都道府県〕 1/3 （1/6） 市町村 1/3 （1/6） 市町村が社会福 祉法人等が行う 施設の整備に対 して補助を行う 場合（通知の第 1の2に基づき 待機児童の解消 のための放課後 児童クラブの整 備を行う場合） 国 2/9 （1/2） 〔都道府県〕 2/9 （1/8） 市町村 2/9 （1/8） 設置者 1/3 （1/4）
		賃借料加算	6,658千円		
		特殊付帯 工事費	16,941千円		
		解体撤去 工事費及 び仮施設 整備工 事費	1,494千円 2,224千円		
		ただし、平成27年7月13日府子 本第204号内閣府子ども・子育て本 部統括官通知「子ども・子育て支 援整備交付金に係る施設整備の取 扱いについて（以下「通知」とい う）の第1による、新・放課後子 ども総合プラン（平成30年9月14 日厚生労働省子ども家庭局長、文 部科学省生涯学習政策局長連名通 知）に基づく学校敷地内等におけ る創設又は改築を行う場合（以下 「新・放課後子ども総合プランに よる場合」という。）。	56,304千円		
		一部改築については、通知の第 2により算出されたものを基準額 とする。			
		1 改築に際して既存施設を解体 し撤去する場合	1,494千円		
		2 改築に際して仮施設を整備 する場合	2,224千円		
		3 一部改築に際して既存施設を 解体し撤去する場合又は仮施設 を整備する場合は、通知の第 2の2により内閣総理大臣が必要 と認めた額とする。			

拡 張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
	賃借料加算	6,658千円	新たに土地を貸借して放課後児童クラブを整備する場合には必要な費用（施設の拡張により必要となる部分に限る。）	
	特殊付帯工事費	16,941千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
	大規模修繕	本体工事費	通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
		特殊付帯工事費	16,941千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
		仮設施設整備工事費	大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 2

算 定 基 準

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
病児保 育施設	創 設 及 び 改 築	本体工事費	38,230千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等を行い、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限り。）	市町村が整備を行う場合 国 1/3 〔都道府県〕 1/3 市町村 1/3 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 〔都道府県〕 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10
		設計料加算	1,912千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	4,511千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
		地域の余裕スペース活用促進加算	3,947千円	地域の余裕スペース（公営住宅、公民館等）を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用	
		特殊付帯工事費	16,125千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
		解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2,361千円 2 改築に際して仮施設を整備する場合 4,205千円	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

		3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	
拡 張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料
	環境改善加算	4,511千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用
	特殊付帯工事費	16,125千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
大規模修繕	本体工事費	通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	特殊付帯工事費	16,125千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	仮設施設整備工事費	大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 3

算 定 基 準

(第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合	
放課後児童クラブ(1支援単位あたり)	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 42,228千円	放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物の新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 (通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 国 1/3 (2/3) 〔都道府県〕 1/3 (1/6) 市町村 1/3 (1/6)	
			第8条(2)、(3)に基づく場合 30,967千円			市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 国 2/9 (1/2) 〔都道府県〕 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)
			第8条(4)に基づく場合 37,161千円			
		ただし、新・放課後子ども総合プランによる場合 第8条(1)に基づく場合 84,456千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 61,934千円 第8条(4)に基づく場合 74,322千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。				
		賃借料加算	第8条(1)に基づく場合 9,987千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,324千円 第8条(4)に基づく場合 8,789千円	新たに土地を貸借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用		
		特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 25,412千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,635千円 第8条(4)に基づく場合 22,362千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		

	解体撤去工事費及び仮施設設置整備工事費	<p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 2,241千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 1,643千円 第8条(4)に基づく場合 1,972千円</p> <p>2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 3,336千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,446千円 第8条(4)に基づく場合 2,936千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。</p>	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設設置整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	賃借料加算	<p>第8条(1)に基づく場合 9,987千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,324千円 第8条(4)に基づく場合 8,789千円</p>	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)
	特殊付帯工事費	<p>第8条(1)に基づく場合 25,412千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,635千円 第8条(4)に基づく場合 22,362千円</p>	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費

別表 4

算 定 基 準

(第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 57,345千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 42,053千円 第8条(4)に基づく場合 50,464千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限り)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 (都道府県 1/3 市町村 1/3) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 (都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10)
		設計料加算	第8条(1)に基づく場合 2,868千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,103千円 第8条(4)に基づく場合 2,524千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 6,767千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,962千円 第8条(4)に基づく場合 5,955千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
		地域の余裕スペース活用促進加算	第8条(1)に基づく場合 5,921千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,342千円 第8条(4)に基づく場合 5,210千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用	

		特殊付帯 工事費	第8条(1)に基づく場合 24,188千円 第8条(2)、(3)に基づく場 合 17,738千円 第8条(4)に基づく場合 21,285千円	特殊付帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費	
		解体撤去 工事費及 び仮施設 設置整備工 事費	1 改築に際して既存施設を解体 し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 3,542千円 第8条(2)、(3)に基づく場 合 2,597千円 第8条(4)に基づく場合 3,117千円 2 改築に際して仮施設を整備 する場合 第8条(1)に基づく場合 6,308千円 第8条(2)、(3)に基づく場 合 4,626千円 第8条(4)に基づく場合 5,551千円 3 一部改築に際して既存施設を 解体し撤去する場合又は仮施設 を設置する場合、通知の第 2の2により内閣総理大臣が必 要と認めた額とする。	解体撤去に必要な 工事費又は工事請負 費及び仮施設整備 に必要な賃借料、工 事費又は工事請負費	
	拡 張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とす る。ただし、創設に係る基準額の 2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡 張整備に必要な工事 費又は工事請負費及 び工事事務費	
		設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に 別途必要となる設計 料	
		環境改善 加算	第8条(1)に基づく場合 6,767千円 第8条(2)、(3)に基づく場 合 4,962千円 第8条(4)に基づく場合 5,955千円	子どもにやさしい 環境を作り出すため に必要な費用	
		特殊付帯 工事費	第8条(1)に基づく場合 24,188千円 第8条(2)、(3)に基づく場 合 17,738千円 第8条(4)に基づく場合 21,285千円	特殊付帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費	

内閣総理大臣 殿

市 町 村 長 印

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 申請額算出内訳 別紙(1)のとおり
- 3 事業計画 別紙(2)のとおり

市町村が、社会福祉法人等が行う整備に対して補助を行う事業については、設置主体から市町村へ提出された申請書の事業計画の副本(別紙(2)の様式を準用すること)を添付すること。

(添付資料)

- (1) 市町村及び設置主体の歳入歳出予算(見込)書抄本
- (2) その他参考となる資料

子ども・子育て支援整備交付金申請額算出内訳

(整備区分:創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮設施設整備)

(施設の名称)

区 分	総 事 業 費	対象経費の 実支出 (予定)額	寄 付 金 その他の 収 入	差引額 (A-C)	国庫補助 基 準 額	選 定 額	国庫補助 基 本 額	交 付 金 所 要 額
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円
工 事 費								
工 事 事 務 費								
○ ○ 加 算								
○ ○ 加 算								
解体撤去・仮設施設整備費								
特 殊 附 帯 工 事								
(小 計)								
そ の 他 の 工 事 費								
合 計								

- (注) 1 初度設備費については、工事費に含めて記入すること。
 2 工事事務費のB欄には、A欄の金額と工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 3 F欄には、各区分毎にB欄とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 (工事費のE欄の金額は、工事費及び工事事務費のB欄の金額の合算額と比較すること。)
 4 G欄には、D欄とF欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 5 H欄には、G欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
 6 ○○加算欄には、各種加算の適用がある場合に、当該加算について記載すること。

事業計画

1 整備対象施設の概要

(1) 施設の名称

(2) 所在地

(3) 事業の目的及び効果

(4) 施設の設置主体及び経営主体

(5) 利用(1日当たり予定)人員 _____ 人

2 交付金に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷地面積 _____ m²

イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)

ウ 整備の区分

(創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮設整備の別)

(加算の有無) 有の場合:加算の名称を記載

(解体撤去整備の有無)

(仮設施設整備の有無)

(特殊附帯工事の有無)

(初度設備の有無)

エ 建物の面積 _____ 建設面積 _____ m²、延べ床面積 _____ m²

オ 建物の構造 (_____ 造)

(注) 1 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表を添付すること。(複合施設の場合は、施設全体の面積及び各施設ごとの面積を明らかにしたものであること。)

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 交付金内訳

ア 工事費	_____ 円	(1m ² 当たり _____ 円)
イ 工事事務費	_____ 円	
ウ ○○加算	_____ 円	
エ (小計)	_____ 円	
オ その他の工事費	_____ 円	
カ 解体撤去・仮設施設整備費	_____ 円	
キ 特殊附帯工事費	_____ 円	
ク 合計	_____ 円	

初度設備の内容

品目	数量	規格	単価	金額	整備目的及び 必要理由
計					

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3)財源内訳

ア 国交付金		円
イ 都道府県交付金		円
ウ 市町村補助金		円
エ 設置者負担金		円
(内訳) 一般財源		円
地方債		円
寄付金		円
オ 合計		円

(4)施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 内示年月日
- ウ 契約年月日
- エ 着工年月日
- オ 完成年月日
- カ 事業開始年月日

(5)抵当権の有無

有 ・ 無

(6)その他参考事項

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都 道 府 県 知 事 印

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金の交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり管内市町村の申請書を受領し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 令和 年度子ども・子育て支援整備交付金所要額市町村別内訳表
- 2 令和 年度子ども・子育て支援整備交付金交付申請書
●●市外 ●市町村分

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金交付決定通知書

市 町 村 名

令和 年 月 日<発番>で申請のあった令和 年度子ども・子育て支援整備交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

【なお、同日同号で申請のあった<施設名>に係る財産処分(抵当権設定)については、適正化法第7条第3項の規定により付した条件に基づき、承認したので通知する。

また、承認にあたっては、「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」(平成27年7月13日付け府子本第204号)第8の4に定める条件を付すこととする。】

令和 年 月 日

都 道 府 県 知 事

印

1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和 年度子ども・子育て支援整備交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第5条に規定する事業であり、その内容は令和 年 月 日<発番>申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び交付金の額は次のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
交付決定額	金	円

3 この交付金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。

4 この交付金は、交付要綱第9条に規定する事項を条件として交付するものとする。

5 事業に係る実績報告は、交付要綱第15条に定めるところにより行わなければならない。

6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

(施行注意)

【 】内の字句は抵当権設定がある市町村においてのみ使用するものとする。

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金変更交付決定通知書

市 町 村 名

令和 年 月 日<発番>で交付決定の通知をした平成 年度子ども・子育て支援整備交付金については、令和 年 月 日<発番>申請に基づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

令和 年 月 日

都 道 府 県 知 事

印

- 1 この補助金の交付の対象となる事業、その他は「令和 年度子ども・子育て支援整備交付金交付決定通知書」の各項によるものである。
- 2 この補助金の額は次のとおりである。

今回交付決定額	金	円
前回交付決定額	金	円
差 引 額	金	円
- 3 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

子ども・子育て支援整備交付金調書

令和 年度 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計 子ども・子育て支援勘定

都道府県・市町村名

国			地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	
(項) 地域子ども・子育て支援事業費 (目) 子ども・子育て支援整備交付金 主体工事費 解体撤去・仮施設整備費 特殊附帯工事費 その他の工事費											

(作成要領)

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額の区分に応じて、記入すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分を目の内訳として記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書()をもって附記すること。

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金による工事進捗状況報告

市町村名

施設名	設置主体	交付金額 A 円	12月末日の 出来高 B %	3月末日までの 出来高見込み C %	繰越見込高 D (100-C) %	繰越見込額 E (A × D) 円	備考
合 計							

内閣総理大臣 殿

市 町 村 長

印

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

1 精算額 金 円

2 精算額算出内訳 別紙(1)のとおり

3 事業実績報告書 別紙(2)のとおり

市町村が、社会福祉法人等が行う整備に対して補助を行う事業については、設置主体から市町村へ提出された報告書の事業計画の副本(別紙(2)の様式を準用すること)を添付すること。

(添付資料)

- (1) 市町村及び設置主体の当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) その他参考となる資料

別紙(1)

子ども・子育て支援整備交付金精算額内訳

(整備区分:創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮施設整備)

(施設の名称)

区 分	支出済 総事業費	対象経費の 実支出額	寄付金 その他の 収入	差引額 (A-C)	国庫補助 基準額	選 定 額	国庫補助 基本額	交 付 金 所 要 額	交付金 交付決定額	交付金 受入済額	差引過△ 不足額 (H-J)
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円	K 円
工 事 費											
工 事 事 務 費											
○ ○ 加 算											
○ ○ 加 算											
解体撤去・仮施設整備費											
特 殊 附 帯 工 事											
(小 計)											
そ の 他 の 工 事 費											
合 計											

- (注) 1 初度設備費については、工事費に含めて記入すること。
 2 工事事務費のB欄には、A欄の金額と工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 3 F欄には、各区分毎にB欄とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 (工事費のE欄の金額は、工事費及び工事事務費のB欄の金額の合算額と比較すること。)
 4 G欄には、D欄とF欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 5 H欄には、G欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
 6 ○○加算欄には、各種加算の適用がある場合に、当該加算について記載すること。

事業実績報告書

1 整備対象施設の概要

(1) 施設の名称

(2) 所在地

(3) 事業の目的及び効果

(4) 施設の設置主体及び経営主体

(5) 利用(1日当たり予定)人員 _____ 人

2 交付金に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷地面積 _____ m²

イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)

ウ 整備の区分

(創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮設整備の別)

(加算の有無) 有の場合:加算の名称を記載

(解体撤去整備の有無)

(仮施設整備の有無)

(特殊附帯工事の有無)

(初度設備の有無)

エ 建物の面積 建設面積 _____ m²、延べ床面積 _____ m²

オ 建物の構造 (_____ 造)

(2) 支出済総事業費内訳

ア 工事費 _____ 円 (1m²当たり _____ 円)

イ 工事事務費 _____ 円

ウ ○○加算 _____ 円

エ (小計) _____ 円

オ その他の工事費 _____ 円

カ 解体撤去・仮施設整備費 _____ 円

キ 特殊附帯工事費 _____ 円

ク 合計 _____ 円

初度設備の内容

品目	数量	規格	単価	金額	整備目的及び 必要理由
計					

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 内示年月日
- ウ 契約年月日
- エ 着工年月日
- オ 完成年月日
- カ 事業開始年月日

(4) 抵当権の有無

有 ・ 無

(5) その他参考事項

- 1 請負の場合は、工事請負契約書の写
直営の場合は、支払領収書の写
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写
(建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証)
- 3 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 4 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 契約書(又は請書)の写
- 7 検収調書(又はそれに代わるもの)の写

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都 道 府 県 知 事 印

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金の事業実績報告書の提出について

令和 年 月 日<発番>により交付された令和 年度子ども・子育て支援整備交付金について、別添のとおり管内市町村の事業実績報告書を受領し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 令和 年度子ども・子育て支援整備交付金精算額市町村別内訳表
- 2 令和 年度子ども・子育て支援整備交付金事業実績報告書
●●市外 ●市町村分

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市町村長

印

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

< 番 号 >

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金交付額確定通知書

市 町 村 名

令和 年 月 日<発番>をもって交付決定した令和 年度子ども・子育て支援整備交付金については、令和 年 月 日<発番>事業実績報告に基づき交付額を金 円に確定したので通知する。

(なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ずる。)

令和 年 月 日

都 道 府 県 知 事

印

(施行注意)

()内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

< 番 号 >
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

市 町 村 長 印

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日<発番>により交付決定のあった令和 年度子ども・子育て支援整備交付金について、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱第9条(1)ク、(2)エの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|--------------------------------------------------------------|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 | 金 | 円 |
| 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額) | 金 | 円 |

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)